

# 川崎河港水門周辺整備検討業務委託 特記仕様書

## 1 適用範囲

本特記仕様書は、「川崎河港水門周辺整備検討業務委託」（以下「本業務」）に適用する。

## 2 業務目的

本業務は、多摩川の高規格堤防の治水機能と川崎河港水門の文化財の価値を両立するため次の目的のため実施する。川崎河港水門の（以下、河港水門と表記）文化財としての本質的価値を調査し、専門家を含めて勉強会を実施して、その本質的価値を共有するとともに、将来市民の憩いの場となるように上面利用を含めた整備の検討を行うものである。

## 3 業務計画書

受託者は契約締結後速やかに監督員と十分な打合せを行い、本特記仕様書に指定された提出書類一式及び業務計画書を提出し、監督員に承認を得なければならない。

## 4 業務の範囲

川崎市川崎区鈴木町地先及び港町地先（多摩川右岸 5.0km 付近）

川崎河港水門を含む約15,000㎡の範囲を業務対象地とする。

## 5 参考図書の貸与

発注者は、業務に必要な関係資料を所定の手続きによって貸与する。ただし、貸与する資料については、受託者による借用書若しくは議事録の書面にて明確にし、紛失等の事故が絶対に起きないようにしなければならない。

また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

貸与資料一覧

- ・河港水門調査検討業務委託（令和2年度）
- ・河港水門保存方法検討業務委託（令和2年度）

## 6 適用基準等

本業務の技術基準は、次に記す基準等の他、国土交通省、土木学会、日本道路協会、日本河川協会、日本下水道協会等が発行する各基準、指針等に準拠した業務を行い、受託者は、検討・解析に使用した理論、公式の引用、文献、その他の資料及びその計算過程を明記するものとする。

また、本業務履行中に設計基準、指針等の制定、改定があった場合は、監督員と協議の上、必要に応じて照査及び修正を行うこと。

（主な技術基準等）

- ・国土交通省河川砂防技術基準（案）
- ・改定 解説・河川管理施設等構造令（財）国土開発技術研究センター編 H22年4月
- ・土木構造物設計ガイドライン・土木構造物設計マニュアル（案）
- ・神奈川県土木工事共通仕様書 第4編河川編
- ・国土交通省都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）R4年3月

- ・川崎市福祉のまちづくり条例整備マニュアル（令和3年度改訂版）
- ・国土交通省都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）H26年6月
- ・国土交通省都市公園技術標準解説書 令和元年度版
- ・歴史的建造物 保存・再利用ガイドライン
- ・登録有形文化財（建造物）の手引き

## 7 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

## 8 秘密の保持

- （1） 受託者は業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- （2） 作業で得た成果等は全て計画機関の所有とし、計画機関の承諾なしに他に公表、貸与または使用してはならない。

## 9 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するように努めなければならない。

## 10 公益確保の義務

受託者は、業務を行うに当たっては公共の安全、環境その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

### 11 費用の負担

本業務の検査等に伴う必要な費用は、本特記仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

### 12 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了にあたっては川崎市の契約約款に定めるもののほか、次の書類を提出しなければならない。

#### 着手時に提出する書類

- |                  |     |
|------------------|-----|
| （1） 委託業務着手届      | 1 部 |
| （2） 工程表          | 1 部 |
| （3） 委託業務代理人・技術者届 | 1 部 |
| （4） 技術者経歴書       | 1 部 |

#### 完成時に提出する書類

- |             |     |
|-------------|-----|
| （1） 委託業務完了届 | 1 部 |
| （2） 引渡書     | 1 部 |
| （3） 請求書     | 1 部 |

### 1.3 管理技術者及び担当技術者の資格要件

(1) 管理技術者は下記の資格を要すること。

- ・技術士建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）もしくは RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）もしくは、河川維持管理技術者

(2) 担当技術者は下記の資格を要するものとし、兼務も可能とする。

- ・建築または土木遺産の修復保存・整備活用のための調査研究・計画・設計監理等に経験を有する者
- ・技術士建設部門（都市及び地方計画）もしくはビルコンサルティングマネージャー RCCM（都市計画及び地方計画）
- ・RCCM（造園）もしくは登録ランドスケープアーキテクト（RLA）

### 1.4 工程管理

工期は、着手時から令和8年2月27日迄とする。

受託者は、工程に変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、発注者と協議しなければならない。

### 1.5 成果品

成果品は、電子データ（CD-R等）で納品する。電子データは「川崎市電子納品要領」により作成し、正・副2部提出する。ただし、川崎市電子納品要領に従い納品されたデータの内容を確認するため、電子納品されたデータを印刷し、提出すること。

受託者は、本業務完了後であっても業務内容に受託者の責による誤りが発見された場合は、速やかに成果品の修正を行うこと。

### 1.6 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に発注者の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正を指示された場合、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵や誤りが発見された場合、受託者は、ただちに当該業務の修正を行わなければならない。

### 1.7 引渡し

本業務の審査に合格後、本特記仕様書に指定された提出書類一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって、業務の完了とする。

### 1.8 疑義の解釈

本特記仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合または本特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者の協議によるものとする。

### 1.9 業務の変更

業務内容に変更や増減が生じた場合、発注者と受託者の協議により、設計変更等の対応とする。

## 20 業務内容

### (1) 計画準備

業務の着手に際し、業務の目的と主旨を理解した上で、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務の実施方針、業務実施体制、業務工程等を検討・整理し、業務計画書を作成し監督員に提出する。

### (2) 河港水門の詳細調査

対象範囲は、国の文化財原簿に登録されている範囲及び旧運河部分とする。

以下の調査から河港水門の文化財保護の経緯や概要及び保存活用における現状と課題を取りまとめる。

#### ア 基礎資料の収集整理

河港水門に関する構造図面や既往成果や文化財として関連する資料等を収集整理する。

#### イ 現地踏査

貸与資料を基に現地踏査を行い、現況施設の状況、地形、土地利用状況・河川の利用形態、施設周辺の状況等を把握し、整理する。

#### ウ 構造物調査

修復や展示方法の基礎資料とするため、既存資料をもとに変状の程度・進行状況等を確認し、損傷具合を把握する。

### (3) 河港水門の保存管理に関する検討

#### ア 河港水門の本質的価値及び現状と課題の整理

(2)の調査により把握した河港水門の現況、地形、土地利用状況・河川の利用形態等及び歴史的な価値を踏まえて、登録有形文化財の概要とこれまでに実施した保存・活用に関する措置等について簡潔に整理する。また、川崎河港水門の文化財としての特徴や評価から、本質的価値とその構成要素を明らかにし、河港水門を取り巻く現状と課題及び良好に維持するための保存管理の方針を作成する。

#### イ 文化財の価値に関する勉強会開催支援

前項でとりまとめた資料について、学識者で構成する勉強会（1回程度）に提示し、関係者と本質的価値及び保存管理の方針を共有、勉強会で出た意見を検討に反映する。

### (4) 河港水門及び周辺の整備計画の検討

#### ア 環境整備に係る既往資料等の整理

前項でとりまとめた保存管理の方針と過年度委託成果や多摩川整備計画、周辺の都市計画等や、周辺施設や自治会、学区内の小中学校等へのヒアリングから地域のニーズを把握し、対象地の土地利用条件を整理する。

#### イ 河港水門の整備活用に関する検討

河港水門の保存管理の方針と対象地の土地利用条件から、河港水門と周辺の整備活用の方針を検討する。

河港水門の保存を目的とした整備については、文化財の修復を専門とする技術者から意見を聴取し、河港水門について保存する詳細部分と補修整備の方針を決定する。その際、金森式鉄筋煉瓦を展示するための表面の仕上げ方法等を検討することを目的としたスタディ模型（1/50程度）を作成し、円滑な合意形成を図る。

河港水門周辺の整備活用については、河港水門の歴史的景観を活かし、グリーンインフラ機能を備えた公園緑地として環境整備（上面利用）を検討し、整備活用イメージ（3案程度：3Dモデリング）を作成する。

#### ウ 環境整備に関する勉強会開催支援

前項で作成した整備活用イメージについては、ランドスケープの専門技術者を含めた勉強会（2回程度を想定）での意見交換を行い、勉強会で出た意見を検討に反映し、整備活用の方針と整備イメージ1案を決定する。

#### エ 公共空間の賑わい創出に向けた検討

前項で作成した整備活用イメージについて、民間活力を導入した公園や公共広場空間の事例（5事例程度）を参考に、河港水門周辺の賑わい創出等を目的とした事業手法や管理運営方策を検討する。

### (5) ロードマップの作成

上記の検討結果と関係機関との協議等の結果を踏まえ、工事着手までの検討事項を整理したロードマップを作成する。

### (6) 関係機関協議資料作成

関係機関（国土交通省等）との協議及び必要な資料の作成を行う

資料の書式や構成等については、打合せ協議により決定する。

### (7) 報告書作成

業務の検討経過及び検討結果等を報告書としてとりまとめる。

### (8) 打合せ協議

打合せ協議は、原則として業務着手時、中間時5回、成果品納入時の計7回とし、協議の必要性が生じた場合は適時打合せを行う。また、打合せ協議には、主任技術者及び担当者が出席し、業務着手時及び成果品納入時には必ず管理技術者が立ち会うこと。

なお、打合せ協議ごとに、日時・出席者・協議内容を明記した協議議事録を作成し、本市監督員の承認を受け、完成時には全てを収録製本し報告書とともに提出すること。

## 2.1 委託業務実績データ（TECRIS）の作成・登録

受託者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

## 2.2 （ウィークリースタンス実施ガイドライン）

本業務は、設計業務等のウィークリースタンス実施ガイドラインの対象業務とする。ガイドラインに基づき、取組内容について受発注者間で協議を行うものとする。

## 個人情報取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

### （趣旨）

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

### （基本事項）

第2条 受注者は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

### （情報セキュリティ関連規定の遵守）

第3条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

### （個人情報の適正な維持管理）

第4条 受注者は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 受注者は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

### （秘密保持及び第三者への提供の禁止）

第5条 受注者は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ発注者が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 受注者は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9（1）オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 発注者は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、受注者に対し関係資料の提出を求め、又は発注者の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

### （再委託の禁止）

第6条 受注者は、この契約による業務の全部を一括して、又は主要な部分を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部（主要

な部分を除く。)であって、発注者に事前に書面により申請し、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 受注者は、前項ただし書により発注者に申請する書面には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法等を記載しなければならない。

3 受注者は、第1項ただし書により委託する場合は、受託者の当該事務に関する行為について、発注者に対して全ての責任を負うものとする。

(指示目的外の利用の禁止)

第7条 受注者は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第8条 受注者は、この契約の履行に当たり、発注者の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(情報の帰属権)

第9条 業務に関する情報が記録された記録媒体等の内容をなす一切の情報は、当該業務の処理のため発注者が提供した発注者の情報であって、受注者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。

2 発注者及び受注者は、この契約に関わる全ての情報の記録等、当該受託業務完成に必要なものが、発注者の所有物であることを確認する。ただし、受注者が所有するソフトウェア及び著作権、特許権その他の権利でこの契約の履行のために適用したものについてはこの限りではない。

3 受注者は、この契約の履行による成果物の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

(情報資産の保護)

第10条 受注者は、受託業務に関する情報資産を発注者の指定した場所以外には、搬出できないものとする。

(情報資産の受渡し)

第11条 この契約による業務に関する情報資産の提供、返却又は廃棄については、受渡票等で確認し、行うものとする。

(情報資産の授受及び搬送)

第12条 この契約で履行する業務に関する情報資産の授受及び搬送は、発注者の管理責任者が指定する職員と、受注者の管理責任者との間で行う。

2 業務に関する情報資産の授受及び搬送を受注者が行う場合は、その費用は受注者の負担とし、受注者の責任において行うものとする。

（厳重な保管及び搬送）

第13条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するために、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

（情報資産の返還又は廃棄）

第14条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときには、この契約による業務に関する情報資産を速やかに発注者に返還し、又は発注者の指示に従い、情報を復元できないよう措置を講じ、安全適切に廃棄しなければならない。

（入退室管理事項）

第15条 受注者は、発注者の情報セキュリティ管理エリアに入室して業務を行う場合には、発注者の定める入退出に関する規定を遵守しなければならない。

2 発注者の情報セキュリティ管理エリアには、情報機器及び外部媒体の持ち込み並びに持ち出しを禁止する。ただし、発注者に事前に書面により申請し、発注者が許可した場合はこの限りではない。

（身分証明書の携帯等）

第16条 この契約による業務に従事する受注者の従業員は、その業務を行うに当たり、受託会社の商号及び自己の氏名が記載され、並びに顔写真が付いた身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときには、これを提示しなければならない。

（事故発生時の報告義務）

第17条 受注者は、この契約による業務に関する情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等が生じ、又は生じた可能性があることを知ったときには、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 この場合、受注者は、その事故発生理由にかかわらず、速やかにその状況、処置対策等を書面により発注者に報告しなければならない。

（業務の報告又は検査等）

第18条 発注者は、必要があるときは、いつでも受注者の業務の処理状況について報告を求め、又は個人情報取扱いについて必要な措置が講じられているかどうか確認するため、受注者及び再委託先に対して検査等を行うことができる。

（教育の実施）

第19条 受注者は、従業員に対し、この契約による業務に関する情報資産を取り扱う場合に遵守すべき事項その他この契約の適切な履行のために必要な事項に関する研修等の教育を実施しなければならない。

(契約の解除)

第20条 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を果たさない場合には、契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

3 第1項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。契約保証金の納付がない場合は、受注者は、委託契約金の10分の1に相当する額を損害賠償金として発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第21条 受注者の故意又は過失を問わず、受注者が本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより、個人情報情報の漏えい等の事故が発生し、発注者に対する損害が発生させた場合は、受注者は、発注者に対して、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償金は、契約金、契約保証金その他受注者に支払うべき債務と相殺することができる。

3 第1項の損害賠償の額は、前条第1項により契約を解除する場合には、同条第3項により発注者に帰属する契約保証金又は受注者が発注者に支払う損害賠償金の額を超過した額とする。

(違反事実の公表)

第22条 受注者がこの特記事項に違反した場合、発注者は受注者の名称及び違反事項を公表することができる。

(その他)

第23条 受注者は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。